

三 監 第 6 1 号
令和 6 年 3 月 4 日

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様
三島市議会議長 藤 江 康 儀 様

三島市監査委員 今 井 信 義

三島市監査委員 川 原 章 寛

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、令和5年度定期監査（第6号）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の対象

都市基盤部 都市整備課
財政経営部 財政課 契約係

2 監査の対象工事

都市計画道路 谷田幸原線道路改良工事

3 監査の期間

令和5年10月25日から令和6年3月4日まで

4 監査の範囲

令和5年度に施工中又は施工予定の工事のうち、監査委員が指定したもの

5 監査の方法

監査の対象工事に係る計画、設計、施工等が適切かつ効果的に執行されているか工事関係書類を審査するとともに、工事現場の現地調査を行った。

なお、技術調査業務を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、技術士の派遣を求め実施した。

6 監査の結果

監査の対象工事を監査した結果、当該工事は適正に実施されているものと認めた。

なお、工事関係書類についての確認および関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況について調査を行った。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

工事車両を勾配がある道路に駐車する際は、車止め用ストッパーを設置する等、事故の発生等により工事に支障をきたすようなことがないように、これまで以上に作業現場での安全性確保に配慮した指導に努められたい。